

青森県報

第千四十四号

令和八年
三月二十五日
(水曜日)

目次

○二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間、採用試験の 期日等……………	(市町村課) ……	一
○生活保護法による医療機関の指定……………	(健康医療 福祉政策課) ……	二
○右 同……………	(同) ……	二
○生活保護法による介護機関の指定……………	(同) ……	二
○右 同……………	(同) ……	二
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………	(同) ……	三
○右 同……………	(同) ……	三
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に よる医療機関の指定……………	(同) ……	四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に よる指定介護機関の廃止の届出……………	(同) ……	四
○右 同……………	(同) ……	四
○右 同……………	(同) ……	五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による自立支援医療機関の指定……………	(障 社が 課い) ……	五

告 示

青森県告示第百五十号

二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の令和八年度第一次募集期間、採用試験の期日等及び応募資格を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百七十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 募集期間及び採用試験の期日等

募 集 期 間	令和八年三月一日から同年五月七日まで		
試 験 期 日	開始時刻	試 験 場	
		位 置	名 称
筆記試験 (WEB)	受付後に通知	任意の場所	自宅及び各地域 事務所
口述試験 及び身体 検査	筆記試験 (WEB) 合格者に通 知	青森市大字浪館 字近野四五 八戸市大字市川 町字桔梗野官地	陸上自衛隊青森 駐屯地 陸上自衛隊八戸 駐屯地

二 応募資格

採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満の者(三十二歳の者は、採用予定月の末日現在において、三十三歳に達していない者)

青森県告示第百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定期日
社会福祉法人 ほほえみ	平川市館山前田 八〇の一	ほほえみナ ンステーショ	平川市館山前田八 〇の五	令和 七・〇・一

青森県告示第百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定期日
ひろさきレインディアクリ ニック	弘前市大字富田三丁目四の一三	令和 七・〇・一
むつハートクリニック	むつ市小川町一丁目一八の一	七・二・一
ライム薬局	むつ市小川町二丁目一八の九	〃

ABC薬局SHIROSH
ITA

弘前市大字駒越町六の一

〃

青森県告示第百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	指定期日
株式会社アタ ゴ薬局	三戸郡五戸町 愛宕後二六の一	居宅療養 管理指導	アタゴ薬局	三戸郡五戸町 愛宕後二六の一	令和 七・八・一
外ヶ浜町	東津軽郡外ヶ 浜町字蟹田高 銅屋四四の二	訪問看護	外ヶ浜町国民 健康保険外ヶ 浜中央病院	東津軽郡外ヶ 浜町字下蟹田 四二の一	令和 七・九・一

青森県告示第百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

介護予防事業者		介護予防事業者		指定年月日	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	令和七・八・一	令和七・九・一
株式会社アタゴ薬局	三戸郡五戸町一愛宕後二六の二	アタゴ薬局	三戸郡五戸町一愛宕後二六の二		
外ヶ浜町	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高四の二	外ヶ浜町国民健康保険外ヶ浜中央病院	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四二の一		
介護予防訪問看護	介護予防居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	介護予防居宅療養管理指導		

青森県告示第百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

居宅介護事業者		居宅介護事業者		廃止年月日	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	令和七・七・三	〃
医療法人顕仁会	むつ市中央一丁目一八の一	老人保健施設センターむつ	むつ市中央一丁目一八の一		
医療法人顕仁会	むつ市中央一丁目一八の一	老人保健施設センターむつ	むつ市中央一丁目一八の一		
居宅介護の種類	居宅介護の種類	居宅介護の種類	居宅介護の種類		
短期入所療養介護	通所リハビリテーション	短期入所療養介護	通所リハビリテーション		

青森県告示第百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業者		廃止年月日	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	令和七・七・三	〃
医療法人顕仁会	むつ市中央一丁目一八の一	老人保健施設センターむつ	むつ市中央一丁目一八の一		

青森県告示第百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

介護予防事業者		介護予防事業者		廃止年月日	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	令和七・七・三	〃
医療法人顕仁会	むつ市中央一丁目一八の一	老人保健施設センターむつ	むつ市中央一丁目一八の一		

医療法人顕仁会	むつ市中央一丁目一八の一	介護予防施設 短期入所療養介護	老人保健施設 シルバーケアセンターむつ	むつ市中央一丁目一八の一	〃
---------	--------------	--------------------	------------------------	--------------	---

青森県告示第百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	施設の種類	廃止年月日
老人保健施設シルバークエアセンターむつ	むつ市中央一丁目一八の一	介護老人保健施設	令和七・七・三

青森県告示第百五十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日
ひろさきレインディアクリニック	弘前市大字富田三丁目四の一三	令和七・一〇・一
むつハートクリニック	むつ市小川町一丁目一八の一	七・二・一
ライム薬局	むつ市小川町一丁目一八の九	〃
ABC薬局SHIROSHI ITA	弘前市大字駒越町六の一	〃

青森県告示第百六十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	主たる事務所所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人顕仁会	むつ市中央一丁目一八の一	通所リハビリテーション	老人保健施設シルバーケアセンターむつ	むつ市中央一丁目一八の一	令和七・七・三
医療法人顕仁会	むつ市中央一丁目一八の一	短期入所療養介護	老人保健施設シルバーケアセンターむつ	むつ市中央一丁目一八の一	〃

青森県告示第百六十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	居宅介護支援事業者		廃止年月日
	名称	居宅介護支援事業所	
名称	医療法人顕仁会	名称	老人保健施設シタルバーケアセン
主たる事務所の所在地	むつ市中央一丁目一八の一	所在地	むつ市中央一丁目一八の一
		令和	七・七・三

青森県告示第百六十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	介護予防事業者		介護予防事業の種類	名称	介護予防事業所	廃止年月日
	名称	主たる事務所の所在地				
名称	医療法人顕仁会	名称	医療法人顕仁会	名称	老人保健施設シタルバーケアセン	令和
主たる事務所の所在地	むつ市中央一丁目一八の一	主たる事務所の所在地	むつ市中央一丁目一八の一	名称	老人保健施設シタルバーケアセン	七・七・三
介護予防事業の種類	介護予防通所リハビリテーション	介護予防事業の種類	介護予防短期入所療養介護	名称	老人保健施設シタルバーケアセン	七・七・三
名称	医療法人顕仁会	名称	医療法人顕仁会	名称	老人保健施設シタルバーケアセン	七・七・三
主たる事務所の所在地	むつ市中央一丁目一八の一	主たる事務所の所在地	むつ市中央一丁目一八の一	名称	老人保健施設シタルバーケアセン	七・七・三
介護予防事業の種類	介護予防短期入所療養介護	介護予防事業の種類	介護予防短期入所療養介護	名称	老人保健施設シタルバーケアセン	七・七・三
名称	医療法人顕仁会	名称	医療法人顕仁会	名称	老人保健施設シタルバーケアセン	七・七・三
主たる事務所の所在地	むつ市中央一丁目一八の一	主たる事務所の所在地	むつ市中央一丁目一八の一	名称	老人保健施設シタルバーケアセン	七・七・三
介護予防事業の種類	介護予防通所リハビリテーション	介護予防事業の種類	介護予防短期入所療養介護	名称	老人保健施設シタルバーケアセン	七・七・三
名称	医療法人顕仁会	名称	医療法人顕仁会	名称	老人保健施設シタルバーケアセン	七・七・三
主たる事務所の所在地	むつ市中央一丁目一八の一	主たる事務所の所在地	むつ市中央一丁目一八の一	名称	老人保健施設シタルバーケアセン	七・七・三
介護予防事業の種類	介護予防短期入所療養介護	介護予防事業の種類	介護予防短期入所療養介護	名称	老人保健施設シタルバーケアセン	七・七・三

青森県告示第百六十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	老人保健施設シタルバーケアセンター	名称	老人保健施設シタルバーケアセンター
所在地	むつ市中央一丁目一八の一	所在地	むつ市中央一丁目一八の一
施設の種類	介護老人保健施設	施設の種類	介護老人保健施設
廃止年月日	令和七・七・三	廃止年月日	令和七・七・三

青森県告示第百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生

医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日 月 年
サンライズ訪問看護ステーション	上北郡東北町旭南三丁目二九六の二	令和 八・四・一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭